適正処理確保や優良化推進など柱に

廃棄物処理法改正 動向を読む ①

環境省産業廃棄物課長 坂川 勉 氏に聞く

昨年12月まで約1年半にわたって行われた、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の廃棄物処理制度専門委員会での議論を踏まえた廃棄物処理法の改正案が先月5日に閣議決定され、今通常国会に提出された。1997年の法改正から10年が経過し法律の附則に基づいて見直しを行ったもので、今後国会審議を経た後に成立・公布となるが、排出事業者による適正処理確保のための対策強化、処理業の優良化の推進などを柱に広範囲な見直しに取り組んでいる。今回から行政担当者、有識者らに法改正のポイントやその影響などについて指摘してもらい、法改正動向を探っていく。初回は環境省の坂川勉産業廃棄物課長に、法改正の趣旨や概要などについて聞いた。（黒岩修）

不法投棄等の罰則 3億円に引き上げ

――法改正の目的・趣旨は。

「今回の改正の必要性として、大きく2つの課題がある。一つは廃棄物の適正な処理を巡る課題である。不法投棄への対応、処理施設の維持管理対策、優良業者の育成などに取り組んでいく必要がある。もう一つは、廃棄物の適正な循環的利用の促進を巡る課題である。産業廃棄物の排出抑制、廃棄物の輸出入の問題、廃棄物焼却時の熱回収の促進などがある。今回の改正案は専門委員会の報告を基にまとめられた中環審廃棄物・リサイクル部会の意見具申を踏まえて策定したものだ。意見具申には法改正が必要な部分、政省令の改正で対応する部分、さらには運用面で改善を図っていく部分などがあり、今回はその中で法改正が必要な部分について対応した」

――具体的な改正内容は。

「まず廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策の強化ということで、産廃を事業所の外で保管する際の事前届け出制度を創設する。また、建設工事で発生する廃棄物については、元請業者に処理責任を一元化する。建設業の現場では元請、下請、孫請等多数の業者が存在することが多く、個々の廃棄物について誰が処理責任を有しているのか不明確になるケースがある。そこで、元請業者に責任を一元化することとした。不法投棄等の罰則についても、これまで最高1億円以下の罰金だったが、3億円以下に引き上げる」

――第21条の3（別枠参照）は、2～4項が盛り込まれたことで元請の責任が曖昧になったのではという声もあるが。

「元請の責任があいまいになってはいないが、分かりにくいところもあるので、丁寧に説明していかなければならないと思っている。4項については、この規定によって元請業者の責任がなくなるということではない。元請業者が排出事業者として委託基準に従って委託しなければならないことに変わりはない。なぜこの規定が必要だったかというと、元請業者が排出事業者責任を果たさないという不作為の場合や、下請負人が元請業者に断りもなく勝手に委託するといった極めて例外的に下請負人が委託する場合に対応するためだ。

通常は元請業者から業許可を有する下請負人や他の処理業者に廃棄物処理の委託があるから、元請業者が排出事業者となる。元請業者と下請負人との間に文書による委託契約がなくとも、実質的に元請業者が下請負人に処理や委託をやらせているならば、元請業者から下請負人への処理の委託に該当する。レアケースではあるが、下請負人が委託する可能性が否定できないので、下請負人による不適切な委託を封じるために委託基準を下請負人に適用するものだ」

元請に処理責任一元化

――施設維持管理対策の強化では。

「処理施設の設置者に対して、都道府県知事による当該施設の定期検査を義務付ける。現状では許可を受けてから施設を使用するまでに使用前検査が義務付けられているが、それ以降は各自治体が必要な時に立入検査を行うことになっている。今後は定期的に検査を実施して安全性を確保することとしたい。定期検査は5年に一度程度を考えており、自治体はこれを実施した上で必要と判断すれば立入検査等も実施することになる」

優良業者は許可更新期間を延長

――優良化の推進の面については。

「これまで優良性評価については施行規則に根拠があり、優良と認められた場合は許可申請の書類を一部省略できることとなっていたが、これではメリットが少ないという指摘があった。今回は法律のレベルに優良事業者の根拠を設け、一定の基準を満たしている業者に関しては、許可の更新期間の特例を作ることとした。現在許可更新期間は一律5年だが、基準を満たせばもっと長い更新期間を適用する。

処理業の許可に係る欠格要件の見直しも行った。連鎖の規定が厳しく、結果として優良な業者も許可が取り消されてしまう可能性があるという指摘があった。これに対応するために、許可取り消しに関する規定を見直し、連鎖する場合は不法投棄、無許可営業、暴力団の関与など廃棄物処理法上特に悪質な場合に限定し、連鎖する場合でも1次連鎖までにとどめることとした」

――そのほかには。

「排出抑制の徹底を図るため、年間1千トン以上の多量の産廃を排出する事業者に関しては減量等計画を作成・提出することとなっているが、必ずしも徹底されていない場合もあるようなので、担保措置として過料を設ける。適正な循環的利用の確保では、現在の制度は廃棄物の輸入は自ら処分する者でなければならないとなっている。これをもう少し拡大して、国内で処理することに相当な理由がある場合は他者に委託して処理することも認めることとする。例えば途上国では適切に処理できないが、日本国内なら処理できるといったようなケースだ。

最後に焼却時の熱利用の促進だが、廃棄物の焼却時に熱回収を行う場合に一定の基準に適合していれば、都道府県知事の認定を受けることができる制度を設ける。これにより意識の高い排出事業者が委託先を選ぶ際の基準とすることなどを期待している」

――産業廃棄物収集運搬業の許可の簡素化については。

「それに関しては政令で対応できるので今回の法案には盛り込まれていない。審議会で一定の方向を出して頂いたので、それを踏まえて対応していきたい」

（さかがわ・つとむ）

平成22年4月7日
環境新聞